

環境省令第十二号

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第五号及び第十六条第一項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

環境大臣 石原 伸晃

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「次号において同じ。」又は「を」を「（その他）」に、「学校法人、宗教法人、医療法人若しくは社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）」「を「法人」に改め、同条第二号中「中小企業者が解散若しくは事業の廃止により中小企業支援法第二条第一項各号の規定に該当しなくなった後又は学校法人等が解散し、若しくは事業を廃止した後に個人が保管することとなった、当該中小企業者又は当該学校法人等の保管していた」を「個人が保管している」に改める。

附 則

この省令は、平成二十六年四月七日から施行する。